明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務二八七～二九〇、二九三、二九四）　一
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同二九一）　三
○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同二九二）　五
○重要文化財を国宝に指定する件（文部科学一二〇、一二一）　六
○旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定により認定された物件を重要文化財に指定する件並びに旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件（同一二二～一二五）　二
○有形文化財を重要文化財に指定する件（同一二六～一三二）
○国宝に有形文化財を追加して国宝に指定する件（同一三三）
○重要文化財に有形文化財を追加して重要文化財に指定する件（同一三四～一三六）
○重要文化財の名称及び員数を改める件（同一三七、一三八）
○重要文化財の名称を改める件（同一三九、一四〇）
○重要文化財の員数を改める件（同一四一）
○有形文化財を登録有形文化財に登録する件（同一四二）
○旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律ノ規定による認定を取り消す件（文化庁二八、二九）
○重要文化財を管理すべき団体を定める件（同三〇）

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
日本弁護士連合会公示送達・懲戒の処分関係　一四
地方公共団体
行旅死亡人関係　一五
会社その他
会社決算公告　一五

告示

○財務省告示第二百八十七号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十四年八月六日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年九月六日

財務大臣　安住　淳

一　名称及び記号　国庫短期証券（第二百九十九回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で五兆三千四百五十四億千万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で三千九百四十四億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　五兆三千四百四十億九千十九万三千五百円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　三千九百四十三億二百五十八万三千二百円

八　最低額面金額　千万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十四年八月六日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭五厘以上のそれぞれの応募価格

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭五厘三毛

十二　償還期限　平成二十四年十一月五日
ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元金支払場所　日本銀行

十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十六　払込期日　平成二十四年八月六日